

2012年7月6日

駿河台大学法科大学院の2013年度の学生募集停止について

駿河台大学
学長 川村正幸

1. 法科大学院設置当初の趣旨と法曹養成制度を巡る社会環境の大幅な変化等

(1) 法科大学院設置当初の趣旨

法科大学院制度は、司法制度改革の下で、司法制度改革の中核をなす、「法の支配」の理念を広く社会に浸透させるため、それを担うべき、多様なバックグラウンドを持ち、専門的資質・能力と豊かな人間性を備えた法曹の養成と、法曹人口の大幅な増加の実現を目的として創設されました。駿河台大学は、このような司法制度改革の理念に賛同して、法の支配の実現に向けた本学の社会的使命を果たすため、2004年4月、御茶ノ水キャンパスに法科大学院を開設しました。

駿河台大学法科大学院は、社会に貢献しようとする高い志を持った法曹養成を目的とし、市民社会の中で生じる高齢者問題、労働問題、消費者保護、犯罪問題などに精通して、幅広い社会の要請に応えられる「ソーシャル・ローヤー」及び「企業の問題に精通して、地域の中小企業のニーズに幅広く対応できる「金融・企業法曹」の養成を目指して、これまでに38名の新司法試験合格者を輩出してきました。

(2) 法曹養成制度を巡る社会環境の大幅な変化

しかし、近年、法曹養成制度を巡る社会の環境が大きく変化しました。特に、新司法試験合格者の拡大は当初の構想のようには進まず、更に、法曹の社会の幅広い分野への進出は遅々として拡大せず、更に、法曹資格を得ても、多くの者が法律事務所等に就職できないという事態が生じています。その結果、法曹界に進もうという有為な人材が年を追って大幅に減少したことにより、多くの法科大学院で入学者が大幅に減少するという事態に陥り、本学法科大学院も2012年度新入生は、前年度の24名から5名へと急減してしまいました。

本学法科大学院では、2010年度より大幅な教育改善を実施して、法科大学院の基本理念に沿った、学生の法的学力を着実に高める理想の教育を行ってきましたが、このような状況は、本学法科大学院が目指す理想の法学教育の実施を著しく困難にさせています。現在の状況に照らせば、本学法科大学院が、多様な人材を受け入れて、志の高い法曹へと養成する教育を継続し、その社会的使命を全うすることは極めて困難といわざるを得ません。

2. 本学法科大学院の募集停止と将来計画等

このような法科大学院をめぐる急速な環境悪化を前にして、「現代社会の諸活動の中で中核的役割を担う人材の育成」を行うという駿河台大学の社会的使命に思いをいたすとき、本学は、法曹養成の領域において社会的職責を果たすのではなく、本学の学部教育に関して進めている大幅な教育改革により、学部教育段階における社会の中核を担う人材の育成に全力を傾注することが、より適切なのではないかと判断するに至りました。そこで、本学理事会及び法科大学院（法務研究科）教授会は、このたび2013年度の新入生募集を停止することを決定いたしました。

その際に併せて、今後、法科大学院を当分の間、継続して維持していくとともに、他方において、中長期的な計画に沿って学部教育の大幅な改革と充実強化を強力に押し進めることとしました。この中で、法科大学院が実施してきた教育の成果を活用することはいうまでもありません。将来的に、御茶ノ水キャンパスに新学部を設置することも検討中です。

3. 在籍学生に対する教育の継続及び修了生に対するサポート体制の強化

駿河台大学は、法科大学院の 2013 年度の新入生の募集を停止することを決定しましたが、この決定により、現在在籍するすべての学生、修了生に不安・懸念を与えることになってはいけません。当然に、これまで本学法科大学院が実施してきた教育をそのまま継続いたします。すべての学生が修了するまで、期限を切ることなく、これまでの教育を引き続き継続して実施し、法科大学院として存続し続けることとなります。更に、これまで本学法科大学院の修了生を対象とする法務研究生制度を設けてきましたが、これも修了生の中に司法試験受験の資格者がいる限り、そして、法務研究生の希望者がいる限り、これまでと同様の体制で継続いたします。一人でも多くの学生・修了生が、司法試験合格という目標を達成することができることを願って、より一層の親身なサポートをしていく所存です。

4. 学部教育の充実・強化

駿河台大学は、法科大学院の募集停止という苦渋の決断をいたしました。法科大学院教育の経験を生かしながら、今まで以上に充実した斬新な学部教育を行うことにより、他の法科大学院に今まで以上に多くの学部卒業生を進学させる大学へと成長するように改革を進めていくことが、社会の期待に応えることと考えています。

(以上)